第四条第三項	この項	この項、次条第二項
	届出	通知
	ものとする	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第九条の表第五条の項上欄中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の次に次のように加える。

第五条第二項	報告を	通知を
	当該報告	当該通知
	ものとする	ものとする。ただし、当該通知に係る指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第九条の表第八条の項を次のように改める。

第八条第一項	第二条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条の規定による行政庁の指示に従わないとき	第二条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、
	申請	申出

第九条の表に次のように加える。

第八条第二項	ものとする	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない
前条	設置者	所管大臣
	申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない	書面により、行政庁に申し出るものとする

第十一条の見出しを「（行政庁等）」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「行政庁」に、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十三条中「第三条から第五条まで」を「第三条後段、第四条第一項後段及び第二項後段、第五条第一項後段並びに第八条の二後段」に改める。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令の一部改正）

第二十六条　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により法第二条第一項第二号に定める養成施設の認定をしたときは、遅滞なく、当該養成施設の名称及び位置、認定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第二条中「前条」を「前条第一項」に、「その所在地の都道府県知事（公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。第十二条を除き、以下同じ。）を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校又は法第二条第一項第一号に定める養成施設（以下「厚生労働大臣認定養成施設」という。）の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第四条第一項並びに第七条において同じ。）を経由して行わなければならない。

第三条第一項中「第一条」を「第一条第一項」に、「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し」を「行政庁に申請し、その承認を受け」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第三条第二項中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第三条に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、第一項の規定により、第一条第一項の認定を受けた法第二条第一項第二号に定める養成施設（以下この項及び第六条第二項において「認定養成施設」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により認定養成施設の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第四条中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第四条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。

第五条第一項中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「行政庁」に、「第一条」を「第一条第一項」に改める。

第六条中「主務大臣」を「行政庁」に、「第一条」を「第一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により認定養成施設の認定を取り消したときは、遅滞なく、当該認定養成施設の名称及び位置、認定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第七条中「主務大臣の」を「行政庁の」に、「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第八条の表以外の部分中「第二条から前条まで」を「前各条」に改め、同条の表第二条の項中欄中「その所在地の都道府県知事（公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。第十二条を除き、以下同じ。）を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校又は法第二条第一項第一号に定める養成施設（以下「厚生労働大臣認定養成施設」という。）の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項第一項並びに第七条において同じ。）を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の前に次のように加える。